

● 拡充のイメージ（一般住宅の場合）『財務省HPより』

改正前の住宅ローン控除  
(ローン残高の1%を控除(最大40万円))

**控除期間を3年延長**  
消費税率2%引上げの負担に着目し、  
建物購入価格の2% (2/3%×3年間) の範囲で減税

